

三重県飲食店時短要請等協力金（第5期）【早期支給】

【申請受付要項】

1 受付期間

令和3年10月6日（水）から令和3年10月13日（水）まで（消印有効）

※受付期間終了後の提出は一切受け付けできません。この場合、要請期間終了後の本申請にお申し込みください。

2 申請書類の提出方法

郵送のみ受付（宛名用紙をご利用ください→参考2-1、2-2（p.9～10））

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けできません。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

＜宛先＞ 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県飲食店時短要請等協力金事務局 宛

＜第5期・早期支給申請＞

※他の申請書類と区別するため、必ず、早期支給の申請であることを明記してください。

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

3 お問い合わせ先

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ 三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口

電話番号：059-224-2247

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年10月29日（金）17時まで

◆早期支給は、協力金の一部を早期にお支払いする制度であり、残額については、要請期間終了後の「本申請」をしていただき、審査ののちにお支払いします。本申請の審査にて、協力金支給対象でないことが判明した場合は、早期支給済みの協力金全額を返還していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

◆本申請をしていただけない場合、協力金の申請を辞退したものとみなされ、残額をお支払いできないだけでなく、早期支給済みの協力金全額を返還していただくこととなりますので、必ず本申請を行ってください。

※必ずお読みください※

- 1 必ず、後日公表する要請期間終了後の「本申請」を申請してください。本申請の申請がない場合、協力金の申請を辞退したものとみなされ、早期支給済みの協力金全額を返還していただくこととなります。
- 2 早期支給分を除いた協力金の残額は、要請期間終了後の本申請で申請いただき、審査ののちにお支払いします。本申請の審査により、協力金支給対象ではないことが判明した場合、既にお支払いした早期支給分の全額を返還いただくこととなりますので、あらかじめご了承ください
- 3 要請期間中の見回りにより協力状況に疑義が生じた場合は、早期支給することができませんので、ご注意ください。
- 4 三重県飲食店時短要請等協力金（第5期）【早期支給】に関する申請は、1事業者につき1回限りとなります。
- 5 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 6 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、三重県は、対象店舗の時短営業の取り組みに係る実施状況等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 7 必要書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いすることとなります。確認のための連絡が取れない場合や必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合、早期支給ができなくなりますので、ご理解ください。
- 8 三重県からの要請に対して協力をいただいた事業者として、店舗名を三重県ホームページにおいて市町別に公表します。
- 9 協力金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

I 協力金早期支給の概要

■趣旨

「三重県リバウンド阻止重点期間」（令和3年10月1日から同年10月14日まで）に基づく県の要請に応じて、時短営業の対象となる店舗（以下「対象店舗」という。）の時短営業に全面的にご協力いただける飲食店事業者のうち、早期支給を希望する事業者に対して、要請期間終了後に受け付ける申請（以下「本申請」という）に先立って、「三重県飲食店時短要請等協力金（第5期）」の一部（要請期間14日間のうち前半7日分）を早期支給します。

■対象地域及び要請内容等

＜県独自時短要請期間＞ ※令和3年10月1日から10月14日まで

対象地域	対策強化区域： 四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市	
対象店舗	・対象地域内の通常時に20時を越えて営業する飲食店（※1） （※1）食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場も含む。また、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式等を行う場合も同様。	
要請内容	「あんしんみえリア」（飲食事業者版） 認証店	認証店以外の飲食店
	・対象地域の店舗で21時までの営業時間短縮 ・21時までの営業時間短縮を行う場合は、同一グループ・同一テーブルの入店案内を原則4人以内とすること。 ・飲食を主として業とする店舗（※2）及び結婚式場はカラオケを設備の利用を行わないこと【昼夜問わず終日】 ・業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。 （※2）カラオケ設備のあるスナックやカラオケ喫茶等。カラオケボックスは除く。	・対象地域の店舗で20時までの営業時間短縮 ・飲食を主として業とする店舗（※2）及び結婚式場はカラオケを設備の利用を行わないこと【昼夜問わず終日】 ・業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。 （※2）カラオケ設備のあるスナックやカラオケ喫茶等。カラオケボックスは除く。

■支給額

1店舗あたり 一律17.5万円

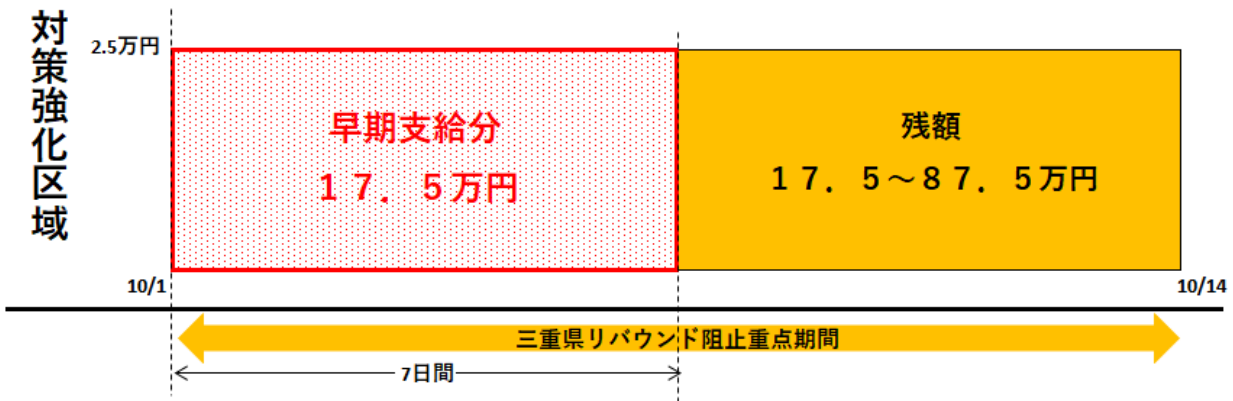
＜支給額の考え方＞

2.5万円（県内における売上高方式の下限額）×7日間＝17.5万円（支給額）

<早期支給と本申請の支給額イメージ>

※赤色部分が早期支給分です。

※残額分の金額は売上高に応じて下限額17.5万円、上限額87.5万円となります。



※売上高に応じて算出した総支給額と早期支給分との差額については、後日受付を行う本申請における審査ののち、追加支給します。

※早期支給の申請を行わず、要請期間終了後の本申請により、協力金総額を一括して請求することも可能です。

II 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす事業者等（以下「申請者」という。）とします。
→参考1（p.8）も参照

- 1 令和3年10月1日からの時短要請等その他すべての要請内容に応じていただいていること。
- 2 中小企業または小規模企業（個人事業主を含む）の事業者であること。
- 3 令和3年4月26日から6月30日にかけて実施した三重県飲食店時短要請協力金（第1期から第3期のいずれか）について受給実績があり、かつ、不支給となっていないこと。
- 4 本申請における支給額の算出において売上高方式を選択すること。
※早期支給を受けた場合、本申請における支給額の算出において、売上高減少額方式に変更して申請することはできません。
- 5 対策強化区域内に営業実態のある対象店舗を有し、営業時間・営業内容等の店舗の運営について決定権を有するものであること。

※なお、以下の店舗は要請対象外となります。

自店舗用の飲食専用スペースを有しない店舗、宅配専門店やテイクアウト専門店、イートインのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設の飲食店等。

6 要請の期間中・対策強化区域内の全店舗において、三重県からの全ての要請に全面的に協力すること。

- ・全面的に協力とは、要請の期間中・対策強化区域内の全店舗において、全ての要請に協力いただくことをいいます。
なお、要請に応じて時短営業と休業を組み合わせる実施していただく場合も対象となります。
- ・対象店舗を複数有する場合は、対策強化区域内の全ての対象店舗において全ての要請に協力いただくことが必要です。1店舗でも要請に応じていただけなかった場合、協力金の申請要件を満たさないこととなり、全ての対象店舗において協力金が支給されませんのでご注意ください。
- ・要請期間中の見回りにて協力状況に疑義が生じた場合、早期支給できませんのでご注意ください。

7 令和3年9月30日以前から食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、要請期間の全てを通して有効であること。

※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可のほかに、店舗を営業するうえで必要な許可等がある場合は、それら全ての許可等についても同様の状態である必要があります。

8 令和3年8月5日以前から、自主的な休業・時短営業をしている店舗でないこと。また、時短営業を行う店舗の場合、通常の営業終了時刻が20時を越え、常態的に20時を越えて営業している店舗であること。

※但し、要請期間中の新規オープンの場合や、第1～3期の協力金支給対象店舗で、かつ、第3期から継続して時短・休業している場合を除きます。

※通常営業終了時刻は、対外的に広く周知されていることが必要です。

9 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Ⅲ 申請手続き

■協力金の申請に必要な書類等の入手方法

三重県庁のホームページからダウンロードしてください。

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00027.htm

■申請書類

以下の書類全てを準備し、提出してください。

なお、提出書類はA4サイズに統一し、提出してください。

※提出書類に不備があった場合、早期支給できなくなる場合がありますのでご注意ください。

※必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

<申請に必要な書類>

必須書類	1	三重県飲食店時短要請等協力金（第5期）支給申請書兼請求書【早期支給分】 【第1号様式】
	2	誓約書【第2号様式】
必要な場合のみ	3	申請店舗の名称【別紙1】 ※7店舗以上申請する場合に使用。
	4	店舗に関する申告書【別紙2】 ※第1期から第3期以降で店舗の移転、閉店、新規開業があった場合のみ必要。
	5	新規開業したことが分かる資料（告知チラシ、ホームページやSNSの写し等） ※第1期から第3期以降に新規開業した店舗がある場合のみ必要。

■本協力金の申請受付期間および申請方法

1 申請受付期間

令和3年10月6日（水）から同年10月13日（水）まで（消印有効）

※受付期間終了後の提出は一切受け付けできません。この場合、要請期間終了後の本申請にお申し込みください。

2 申請方法

郵送のみ受付

※持参による申請は一切受け付けできません。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県飲食店時短要請等協力金事務局 宛

<第5期・早期支給申請>

※他の申請書類と区別するため、必ず、早期支給の申請であることを明記してください。

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

IV 協力金の早期支給までの流れ等

■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。

※確認のための連絡が取れない場合や追加書類が三重県の指定する期限内に提出されない場合は、早期支給することができなくなりますので、ご注意ください。

■支給の決定

審査の結果、適正と認められたときは早期支給分を支給します。

※協力金の支給は、申請内容の確認が取れたものから順次行います。支給時期は申請書受付から概ね2週間が目安になります。

■通知

早期支給の決定について通知は行わず、振込入金をもって代えさせていただきますので予めご承知おきください。

■支給の取り消し

協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。

本申請の審査にて、協力金支給対象でないことが判明した場合は、早期支給済みの協力金全額を返還していただくこととなります。

本申請の申請がない場合、協力金の申請を辞退したものとみなされ、早期支給分を除いた残額を支給できないだけでなく、早期支給済みの協力金全額を返還していただくこととなります。

V その他

■本申請について

早期支給は、協力金の一部を早期にお支払いする制度であり、残額については、後日、「本申請」をしていただき、審査ののちに追加支給いたします。

本申請の受付期間や手続きについては、後日お知らせします。

なお、早期支給の対象とならない方（大企業や売上高減少額方式を選択する中小企業等）や、早期支給の申請を行わない方は、本申請にて申請を行ってください。

■公表について

時短要請等にご協力いただいた店舗は、その店舗名を三重県ホームページにて市町別に公表します。

■不正等が判明した場合について

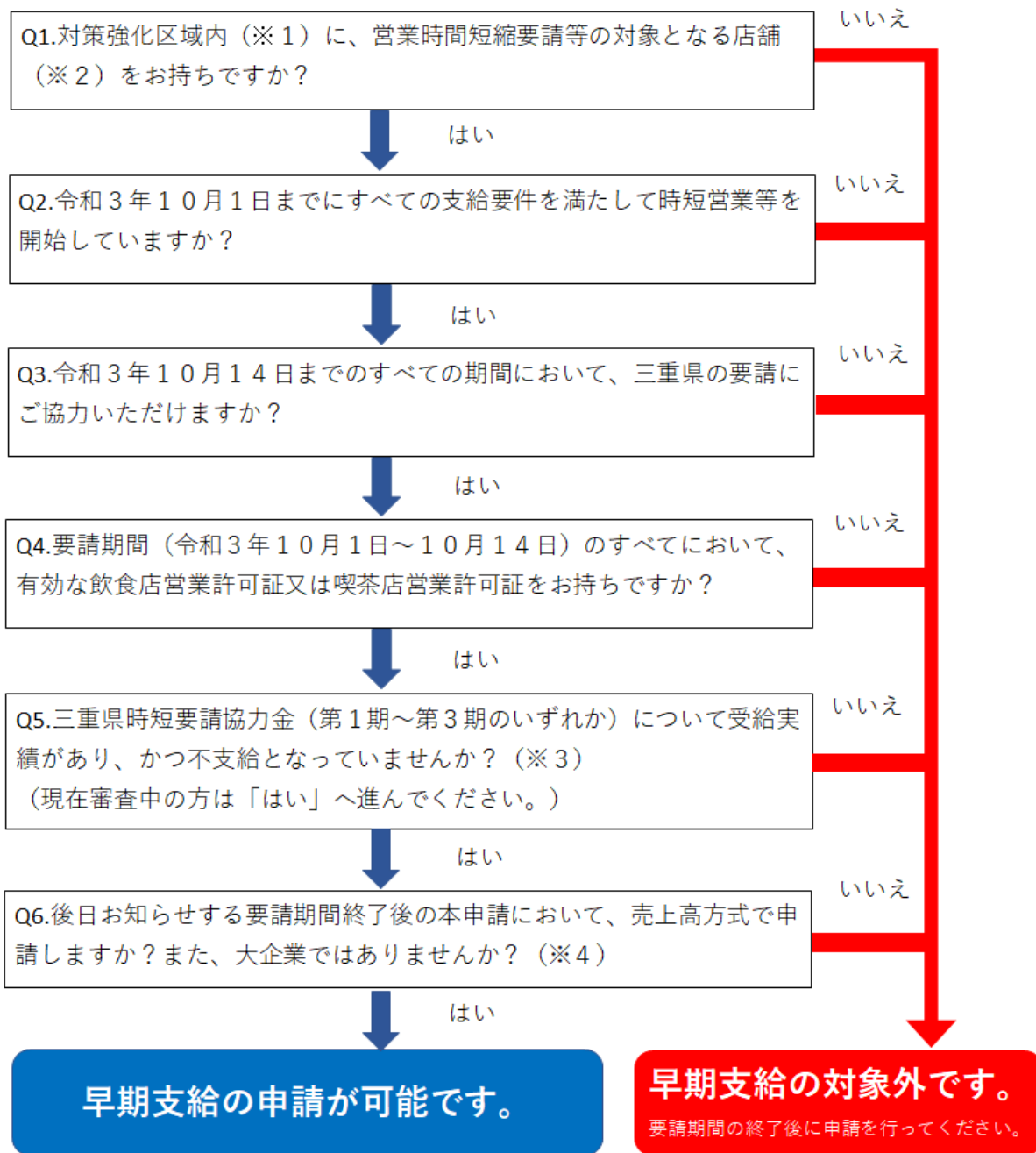
虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

■問い合わせ先

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口
電話番号：059-224-2247
受付時間：9時から17時まで（平日のみ）
開設期間：令和3年10月29日（金）17時まで

三重県飲食店時短要請等協力金（第5期）早期支給対象者確認フローチャート



（※1）対策強化区域は四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市の4市です。
 （※2）対象となる施設については、県HP又は早期支給の申請受付要項でご確認ください。
 （※3）三重県飲食店時短要請協力金（第1期～第3期いずれか）の協力金について不支給となった方は、早期支給の申請をしていただくことはできません。
 （※4）大企業及び本申請を売上高減少額方式で申請される方は早期支給の対象となりません。要請期間終了後の本申請で申請してください。なお、早期支給を受けた場合、本申請を売上高減少額方式に変更して申請することはできません。

◆早期支給は、協力金の一部を早期にお支払いする制度であり、残額については、要請期間終了後の「本申請」をしていただき、審査ののちにお支払いします。本申請の審査にて、協力金支給対象でないことが判明した場合は、早期支給済みの協力金全額を返還していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。
 ◆本申請をしていただけない場合、協力金の申請を辞退したものとみなされ、残額をお支払いできないだけでなく、早期支給済みの協力金全額を返還していただくこととなりますので、必ず本申請を行ってください。
 ◆早期支給の申請を行わず、要請期間終了後の本申請により、協力金総額を一括して請求することも可能です。

<角形2号封筒用>

※キリトリ

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県飲食店時短要請等協力金事務局 行

<下記書類在中> ◆第5期・早期支給分◆

※該当項目にチェックをしてください。

第5期分(10/1~10/14) 早期支給・新規申請

第5期分(10/1~10/14) 早期支給・補正書類

※キリトリ

<長形3号封筒用> ※該当項目にチェックしてください。

※キリトリ

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県飲食店時短要請等協力金事務局 行
第5期・早期支給分

第5期分 早期支給・新規申請
 第5期分 早期支給・補正書類

*キリトリ線で切り取ったものを封筒に貼り付けて提出してください。

*提出する書類の中身をチェックして提出してください。

(レターパックで提出する際は、レターパック用のあて名用紙をご利用ください。)

※キリトリ

<レターパック用>

【お届け先欄】

※キリトリ
〒514-8799 津中央郵便局留
三重県飲食店時短要請等協力金事務局 行
<第5期・早期支給分>

※キリトリ

【品名欄】

※該当項目にチェックしてください。

- ※キリトリ
- 第5期分(10/1~10/14) 早期支給・新規申請
- 第5期分(10/1~10/14) 早期支給・補正書類

※キリトリ

*提出する書類の中身をチェックして提出してください。
(封筒で提出する際は、封筒用のあて名用紙をご利用ください。)